

ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務 提案内容評価要領

1 基本的な考え方

受託業者を決定するため、企画提案書により、提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、評価点と価格点の合計点で判定する。

(1) 評価点（80点）

企画提案書に基づき提案内容の評価する。

(2) 価格点（10点）

見積価格に基づき評価する。

(3) 受託候補者の選定方法

「評価点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。なお、第一順位の者と契約に至らない場合、第二順位の者と交渉する（以下、同じとする。）・

(4) 評価結果が最低選定基準に満たない場合、プロポーザルを再度実施する。

2 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

評価点が同点の者が2者いる場合の順位は、抽選で決定する。

3 評価点の評価【80点】

(1) 評価項目及び配点

別紙3「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 項目点

評価対象の各項目を6段階で評価する。

評価	項目点
本市の要求水準を満たし、更に非常に優れた評価要素がある。	10点
本市の要求水準を満たし、更に優れた評価要素がある。	8点
本市の要求水準を満たす。	6点
本市の要求水準を概ね満たす。	4点
本市の要求水準をほとんど満たさない。	2点
本市の要求水準を満たさない。	0点

※項目4については、評価事項を満たす場合は10点、京都市内に事業所がある場合は5点、満たさない場合は0点とする。

イ 採点方法

別紙3「提案内容評価表」に基づき、各審査者が採点した点数の平均点を算出する。算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。項目ごとの平均点を合計する。

4 価格点【10点】

提出された見積額に基づき以下の6段階で採点する。

評価	項目点
予定価格の85%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる	10点
予定価格の85%以上～0%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる	8点
予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる	6点
予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる	4点
予定価格の99%以上の提案で、事業の円滑な運営が期待できる	2点
上記を満たさない場合	0点

5 審査方法

(1) 審査方法

別紙2「提案内容評価表」に示す項目について各審査員が採点を行い、その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を委託候補者として選定する。評価点が同点の者が2者いる場合は、抽選により第1候補者を決定する。

また、複数の事業者から参加表明があった場合等、必要に応じて、提案内容に関するヒアリングを実施することとし、実施する場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、書類審査を行ったうえ、点数が6割以上の場合には、受託候補者とする。

(2) 審査員

保健福祉局福祉のまちづくり推進室長

保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・ケアラー支援推進課長

保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・ケアラー支援推進担当係長

(3) 審査結果の公表

審査結果については、審査後、各事業者に通知するとともに、参加事業者及び評価点並びに契約の相手方を選定した理由が分かる情報とともに京都市 情報館で公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。